

議案第1号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成20年8月20日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第13条の2第1項中「那覇市泊3丁目1番地の26」を「糸満市西崎一丁目1番1号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

那覇市泊に所在する実習船運営事務所の建物は、築46年が経過した鉄筋コンクリート造り平屋の屋上にプレハブで増設されており、老朽化が著しい。そのため県立沖縄水産高等学校のマリンスポーツ棟に移転する。

これに伴い「沖縄県教育庁組織規則」に規定されている実習船運営事務所の所在地を、移転先である県立沖縄水産高等学校の住所に改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 実習船運営事務所の住所を「那覇市泊3丁目1番地の26」から「糸満市西崎一丁目1番1号」に改める。(第13条の2第1項)
- (2) 規則の施行日は平成20年9月1日とする。

4 関係各課との調整状況

特になし

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

○沖縄県教育庁組織規則

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(実習船運営事務所) 第13条の2 本庁の事務の一部を分掌させるため、糸満市西崎一丁目1番1号に、教育庁実習船運営事務所（以下「実習船運営事務所」という。）を設置する。</p> <p>2 実習船運営事務所に次の係及び班を置く。 管理係 業務班</p> <p>3 実習船運営事務所の事務は、次のとおりとする。 (1) 文書の收受、発送及び保存に関すること。 (2) 職員の給与、諸手当、旅費等に関すること。 (3) 予算、決算その他の会計事務に関すること。 (4) 実習船及び設備の維持、管理に関すること。 (5) 実習生産物処理に関すること。 (6) 実習船の造廃に関すること。 (7) 実習船の運航計画及び実施に関すること。 (8) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）、漁船法（昭和25年法律第178号）等による実習船の諸検査、許認可及び登録に関すること。 (9) 実習船の安全管理に関すること。 (10) 乗船実習の指導に関すること。 (11) 実習船の管理運営についての、学校との連絡調整に関すること。 (12) 漁業資源調査及び水産教育に関する調査並びにその活用に関すること。</p> <p>(13) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関すること。 (14) 実習船運営協議会に関すること。</p> | <p>(実習船運営事務所) 第13条の2 本庁の事務の一部を分掌させるため、那覇市泊3丁目1番地の26に、教育庁実習船運営事務所（以下「実習船運営事務所」という。）を設置する。</p> <p>2 実習船運営事務所に次の係及び班を置く。 管理係 業務班</p> <p>3 実習船運営事務所の事務は、次のとおりとする。 (1) 文書の收受、発送及び保存に関すること。 (2) 職員の給与、諸手当、旅費等に関すること。 (3) 予算、決算その他の会計事務に関すること。 (4) 実習船及び設備の維持、管理に関すること。 (5) 実習生産物処理に関すること。 (6) 実習船の造廃に関すること。 (7) 実習船の運航計画及び実施に関すること。 (8) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）、漁船法（昭和25年法律第178号）等による実習船の諸検査、許認可及び登録に関すること。 (9) 実習船の安全管理に関すること。 (10) 乗船実習の指導に関すること。 (11) 実習船の管理運営についての、学校との連絡調整に関すること。 (12) 漁業資源調査及び水産教育に関する調査並びにその活用に関すること。</p> <p>(13) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関すること。 (14) 実習船運営協議会に関すること。</p> |